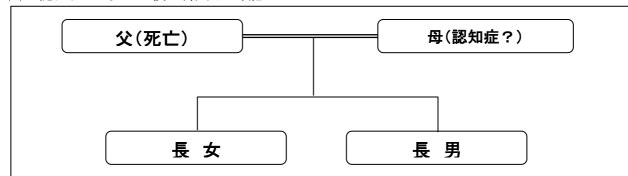
## 相続•事業承継(信託基礎編)

## 目次

1	もし信託がなかったら	
(1)	認知症になった後の贈与は可能?	]
(2)	熟年再婚夫婦 妻に相続した財産の行方は?	
(3)	遺言書作成後に認知症発症。後見人が資産を処分したら?	
2 1	信託の基本	
(1)	信託とは	
(2)	用語解説	(
(3)	基本構造	7
(4)	所有権と課税関係	
3 }	民事信託を使った解決方法	
(1)	認知症になった後の贈与は可能?	12
(2)	熟年再婚夫婦 妻に相続した財産の行方は?	13
(3)	遺言書作成後に認知症を発症。後見人が資産を処分したら?	14
4 F	民事信託の具体例①(福祉型)	
(1)	事例紹介	15
(2)	放置するとどうなるか?	16
(3)	後見制度を使うとどうなるか?	17
(4)	民事信託での解決方法	19
5 E	民事信託の具体例②(受益者連続型)	
(1)	事例紹介	21
(2)	放置するとどうなるか?	22
(3)	遺言を使うとどうなるか?	23
(4)	民事信託での解決方法	24
6	入門編のまとめ	26

## 1 もし信託がなかったら...

(1) 認知症になった後の贈与は可能?



相談内容: 父死亡時に母が大半の財産を承継しており、その後は相続税対策として母から長男・長女へ生前贈与を少しずつ行っています。最近母が同じことを繰り返して話すようになり、このまま悪化すると認知症になるかもしれません。医師に認知症と診断された場合、母からの贈与は継続してもよいのでしょうか?

認知症の発症 (医師による診断)

- → 意思能力の低下・欠如
  - → 法律行為に制限が加えられる

## <参考>

元気 ——	<b>→</b> 認知症 <b>—</b>	死亡	<b>→</b> 2代先、3代先
全て自分の意思でできる	自分では管理・処分 不可 成年後見人、任意後見 人で対応 ただし、管理・処分に 多くの制限	遺言で誰に承継させるか指定は可能管理方法は指定不可(法的に効力がある形では)	何もできない